

議第1号

阿南市議会委員会条例の一部改正について

阿南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

阿南市議会議長 藤 本 圭 殿

提出者 議会運営委員長 横 田 守 弘

阿南市議会委員会条例の一部を改正する条例

阿南市議会委員会条例（昭和42年阿南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 産業建設委員会 8人</p> <p>産業部、建設部、<u>都市整備部</u>、水道部及び農業委員会に関する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 産業建設委員会 8人</p> <p>産業部、建設部、<u>特定事業部</u>、水道部及び農業委員会に関する事項</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。